

概要版

第7次志木市 男女共同参画基本計画

◆ 令和8年度～令和12年度

令和8年3月

志木市

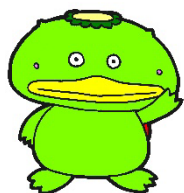
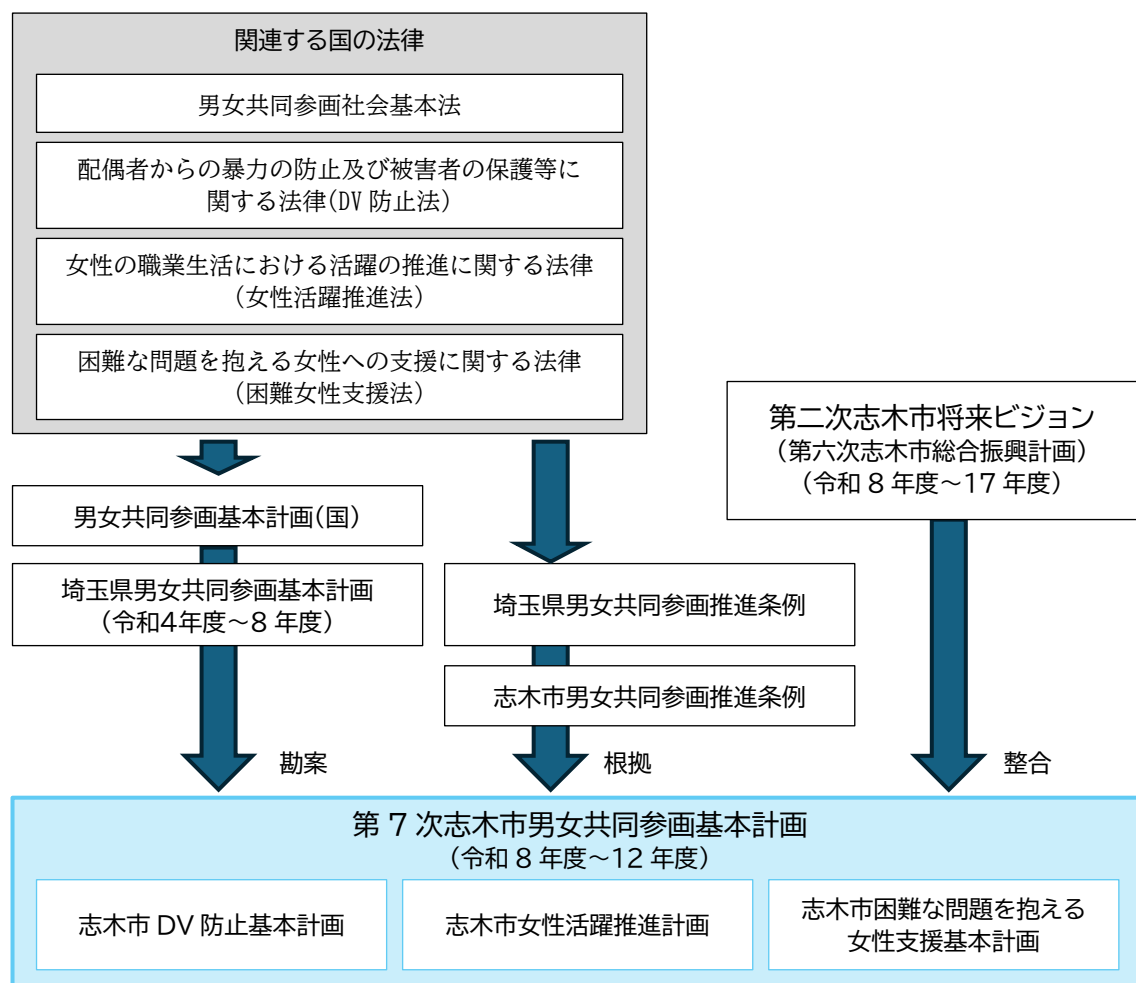
● 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

志木市では、昭和 62 年に第 1 次計画となる「志木市婦人問題行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて、制度整備や意識啓発などの取組を進めてきました。しかし、政策・方針決定過程への女性参画の少なさや雇用分野の男女格差、仕事と子育て・介護の両立の難しさ、暴力の根絶など、多くの課題が依然として残っています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、DV や性暴力の増加、雇用や所得への影響など、女性への影響が顕在化しました。こうした状況や法制度の動向を踏まえ、これまでの取組を継承・発展させ、すべての市民が性別に関わらず人権を尊重し能力を発揮できる社会の実現を目指し、「第 7 次志木市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

本計画の位置づけは下図に示すとおりです。計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。



●計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会推進の基本となる「志木市男女共同参画推進条例」(平成14年6月制定)に定められた基本理念に基づいて策定し、推進するものです。

～ 志木市男女共同参画推進条例の基本理念 ～

すべての市民が性別に関わらず、互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

○6つの重点事項

1 男女の人権の尊重	性別により差別を受けることなく、個性を尊重し、能力を発揮する機会を確保し、それぞれの人権を尊重しようとするものです。
2 社会における制度又は慣行についての配慮	性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度や慣行をなくすよう努めるとともに、自らの意思に基づき多様な生き方を選択することができる社会を目指そうとするものです。
3 政策等の立案及び決定への共同参画	男女が共に社会の対等な構成員として、方針や政策決定の場に共同して参画する機会を確保しようとするものです。
4 家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画	子育て、家族の介護などの家庭生活と職場、地域などの社会生活において、男女が互いに協力し、対等に参画できるようにするものです。
5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	男女の対等な関係の下、互いの性に関するその特性を理解し、妊娠や出産などに関する生涯にわたる健康の保持と自己決定を尊重しようとするものです。
6 国際的協調	日常生活における男女共同参画のための取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを認識し、国際社会と協調して推進を図るものです。

○私たちの責務

市・事業者等・市民がそれぞれ協力しあい、男女共同参画社会の推進に向けて果たすべき責務を定めています。

市の責務	基本理念を踏まえた施策の策定と実施の責務 施策の策定や実施における男女共同参画推進の配慮 市民・事業者等との協力及び国・他の地方公共団体との連携 施策を推進するために必要な財政上等の措置
事業者等の責務	基本理念を踏まえた事業活動における体制整備の責務及び市の施策への協力
市民の責務	基本理念を踏まえた社会のあらゆる分野への積極的な参画及び市の施策への協力

●計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重され認め合えるまち

固定的な性別役割分担意識が解消され、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現を目指し、男女共同参画についての意識啓発や人権教育に取り組むとともに、男女が互いに協力し合い、家庭や社会において対等に参画できる社会の実現を目指します。

課題1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発

施策の方向性	主な取組内容
①男女共同参画に関する意識啓発	毎年6月に開催している志木市男女共同参画推進月間事業など、各種啓発事業、研修会を通じ、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消など男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 また、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、広報啓発活動を推進するとともに、「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」（埼玉県）の活用に努めます。
②性の多様性についての理解促進	性の多様性についての理解促進を図るため研修会を開催するとともに、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、性的指向・性自認に関するハラスメント防止のため、意識啓発を図ります。
③男女平等教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、教育関係者に対する研修等の充実を図るとともに、学校などにおいて、男女平等教育を推進します。
④国際理解の推進	男女共同参画に関する国際的な情報や資料を収集し、市民への情報発信に努めます。

《指標》

	現状値	目標値
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	令和6年度 65.7%	令和12年度 75.0%
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合	令和6年度 75.2%	令和12年度 85.0%

課題2 男性の家庭参画の促進

施策の方向性	主な取組内容
①男性の家庭・地域活動等への参画促進	男性向けの啓発資料の作成・配布のほか、父親の育児参加を促す機会や場づくり、実践的な学習の場となる講座の開催など、家庭に関する学習機会の充実を図ります。 また、男性の地域活動への参加を促進します。
②男性の育児・介護休業制度などの活用促進	職場や家庭における男女の役割分担の見直しを図りつつ、市役所をはじめ、市内事業所への啓発や情報提供を通じて、男性が積極的に育児や介護に関わるための環境を整備するとともに、意識の転換と制度の利用促進を進めます。

《指標》

	現状値	目標値
男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合	令和6年度 86.1%	令和12年度 95.0%
男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合	令和6年度 30.8%	令和12年度 40.0%
市役所における希望する男性職員の育児休業取得率	令和6年度 100%	令和12年度 100%

基本目標Ⅱ だれもが安全・安心に暮らせるまち

貧困対策や男女間のあらゆる暴力の根絶、身体的・精神的に健康で安心して暮らせる社会の実現を目指し、相談体制の充実やDV被害者へのきめ細かな対応を進めるとともに、性差に配慮した健康づくりを支援します。

課題1 貧困対策と生活困窮者支援

施策の方向性	主な取組内容
①経済的自立の支援と雇用環境の整備	女性の就労と経済的自立を図るため、「ジョブスポットしき」と連携を図りながら、就労環境の改善に向けた企業への啓発や就労支援を促進します。
②ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭の自立のため、資格取得などのスキルアップを支援します。
③重層的な支援の推進	高齢、障がい、子ども、生活困窮といった既存の福祉サービスでは対応が難しい重層的な課題について、新たな体制により、分野横断的な支援を切れ目なく提供し、包括的な相談・支援を推進します。
④若年層への包括的支援の推進	ヤングケアラーの実態把握に努め、ニーズに合わせた支援を推進します。また、若年女性を含む、困難な問題を抱える女性等への支援を充実します。

《指標》

	現状値	目標値
高等職業訓練促進総合給付金による就業実績件数	令和6年度 4人	令和12年度 5人
ヤングケアラー家事支援事業におけるヘルパーを派遣した世帯数	令和6年度 1世帯	令和12年度 10世帯

課題2 あらゆる暴力の根絶

施策の方向性	主な取組内容
①DV やストーカー行為防止の啓発	市民一人ひとりがDV やストーカー行為を正しく理解し、身近な問題として捉えることが重要であり、そのため、講座や広報を通じた啓発を行うとともに、被害を受けた人が早期に相談・支援につながるような環境づくりを進めます。
②ハラスメント防止・暴力根絶の啓発	ハラスメントやあらゆる暴力の根絶に向けて、市民の理解促進と意識啓発を図ります。講座や広報活動などを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向けた啓発を推進します。

《指標》

	現状値	目標値
パートナーにDVをしたこと、されたことが「そのようなことはない(まったくない)」と回答した人の割合	令和6年度 79.2%	令和12年度 90.0%

課題3 DV被害者等に対する相談・支援体制の充実

施策の方向性	主な取組内容
①相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを中心に、性別を問わずDV等の相談に対応し、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。庁内外の関係機関と連携した切れ目のない支援体制を整備します。
②志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組	「広報しき」や市ホームページなどを活用し、志木市配偶者暴力相談支援センターなどの周知を行います。

施策の方向性	主な取組内容
③被害者の安全確保と自立支援	DV 対策ネットワークを活用し、関係部署が連携しながら、DV 被害者の自立した生活を支援します。
④関係機関との連携	DV 被害者が緊急に避難を要する場合に保護担当を中心に連携し、安全な対応を図ります。

《指標》

	現状値	目標値
パートナーに DV をしたこと、受けたことについて、相談した人の割合（市民意識調査 問 28）	令和 6 年度 38.7%	令和 12 年度 50.0%

課題 4 生涯を通じた健康づくり

施策の方向性	主な取組内容
①ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実	女性のライフステージに応じた健康課題に対応するため、思春期から老年期までの各段階に応じた健康づくり事業の充実を図ります。がん検診の受診促進や、母子保健、性に関する正しい情報提供、メンタルヘルスケアの強化などを推進します。
②母子保健事業等の推進	不妊・不育症への支援や健康診査、パパママ学級、訪問指導など、妊娠・出産・子育て期における女性の心身の健康のため、母子保健事業を推進します。

《指標》

	現状値	目標値
乳がん検診の受診率	令和 5 年度 16.3%	令和 12 年度 60.0%
子宮頸がん検診の受診率	令和 5 年度 11.3%	令和 12 年度 60.0%
健康寿命（65 歳に達した方が介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間）	令和 5 年 男 18.48 年 女 21.58 年	令和 12 年 男 18.85 年 女 22.13 年

課題 5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向性	主な取組内容
①地区災害対策本部における男女共同参画の推進	地区災害対策本部においては、女性職員を 1 人以上配置し、各地区における防災訓練や意思決定の場に女性が積極的に関与できる体制を維持します。
②避難所班等への女性職員の配置拡大	避難所運営組織に女性職員を多く配置することにより、各地区における女性の視点を重視した避難所運営を図ります。また、防災訓練においても、女性の積極的な参加を促し、町内会と連携した防災訓練の充実・強化を図ります。

《指標》

	現状値	目標値
地区災害対策本部の女性職員の人数	令和 6 年度 各 1 人（5 人中）	令和 12 年度 各 1 人以上
災害対策本部の避難所班及び医療班の女性職員の構成率	令和 6 年度 各 50%以上 （13 カ所）	令和 12 年度 各 50%以上

基本目標Ⅲ あらゆる分野でだれもが活躍できるまち

男女がともに社会で活躍し、様々な意思決定の場において、多様な価値観が反映される社会の実現を目指し、市民の多様な働き方を支援します。特に、意思決定過程における女性の参画を促進します。

課題1 男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向性	主な取組内容
①企業等における女性の活躍促進	企業の意思決定層への女性登用促進や、育児・介護と両立できる柔軟な働き方の普及が重要であり、企業支援や情報提供等による職場環境づくりを促進します。
②男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組	継続就業支援や再就職・起業に対し、関係機関との連携による支援や情報提供を行い、キャリアアップや子育て支援につながる、性差による待遇格差のない多様な働き方を支援します。
③子育てや介護を支援する体制の充実	多様なニーズに応えることができる保育所の整備、放課後児童クラブの充実などの子育て支援や、介護サービス事業所と連携したサービスの充実を図ります。

《指標》

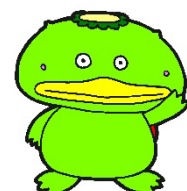
	現状値	目標値
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	令和6年度 34.0%	令和12年度 40.0%
「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)について知っている人の割合	令和6年度 70.3%	令和12年度 80.0%

課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進

施策の方向性	主な取組内容
①審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進	意思決定過程への多様な視点反映のため、審議会委員や市職員の管理職への女性登用を一層推進します。研修を通じたキャリア支援や、柔軟な働き方の普及により、女性が能力を最大限に発揮できる環境を整備し、実効性ある政策立案と質の高い行政サービスを目指します。
②地域活動における女性参画の促進	町内会やNPO活動等の地域において、女性がより積極的に参画し、リーダーシップを発揮できるよう支援します。
③女性の人材発掘・育成・活躍の推進	女性が活躍できるよう、潜在的な能力を持つ人材の発掘と育成を強化します。研修機会の提供やキャリア支援を通じて育成を進め、その能力が活かされる環境づくりを進めます。

《指標》

	現状値	目標値
市役所における女性の役付職員(管理監督者)の割合	令和6年度 30.9%	令和12年度 35.0%
審議会等における女性委員の割合 ※審議会等における女性委員数÷審議会等における全委員数	令和6年度 29.0%	令和12年度 40.0%



基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、広範で多岐にわたる取組を市民・事業者等との連携・協働により推進します。併せて、全庁的に取組を推進するための体制と、計画に基づく施策の実施状況などの点検・評価と公表する仕組みを充実します。

課題 1 市民・事業者等との連携

施策の方向性	主な取組内容
①男女共同参画のための多様な活動の促進	情報提供や意識啓発を通じて、地域社会全体で多様な男女共同参画活動の促進を支援します。また、市民向け人権研修会を開催し、市民の人権意識向上を図ります。
②計画推進に関する市民・事業者等との連携	公募市民、事業者などから構成される志木市男女共同参画審議会において、毎年計画の進捗状況の確認を行います。また、企業向け人権研修会を開催し、事業者の人権意識向上を図ります。

《指標》

	現状値	目標値
企業向け人権研修会への参加者数	令和 6 年度 16 社 40 人	令和 12 年度 20 社 50 人
市民向け人権研修会への参加者数	令和 6 年度 147 人	令和 12 年度 160 人

課題 2 市の推進体制の充実

施策の方向性	主な取組内容
①庁内の計画推進体制の充実	男女共同参画庁内推進会議との連携により、本計画に基づく施策の着実な推進を図るとともに、進捗状況を庁内で共有し、施策評価に反映します。また、職員向け人権研修会を開催し、職員の人権意識の向上を図ります。
②年次報告書の作成	志木市男女共同参画推進条例に基づき、本計画の進行管理を行うため、関係する事業の進捗状況調査などを行い、年次報告書を作成・公表します。
③男女共同参画に関する実態調査の実施	定期的に市民意識調査を実施し、計画の進行管理に活用します。

《指標》

	現状値	目標値
職員向け人権研修会での理解率（新人研修）	令和 6 年度 50.0%	令和 12 年度 70.0%

第 7 次志木市男女共同参画基本計画【概要版】

令和 8 年 3 月

発行 志木市

編集 市長公室 人権推進室

〒353-8501 志木市中宗岡 1 丁目 1 番 1 号

電話 048-473-1111(代表)

E-mail jinken@city.shiki.lg.jp